

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

白川町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

白川町長 佐伯正貴

白川町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する訓令

白川町産後ケア事業実施要綱（令和4年白川町訓令甲第26号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第8条 削除</p> <p>(実施報告及び請求)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 ケア提供者は、<u>事業の実施に要した費用</u> _____ (以下「町負担金」という。) を町長に請求するものとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p><u>(費用及び自己負担金)</u></p> <p>第8条 <u>事業に要する費用</u> (以下「事業費」という。) は、別表左欄に掲げる額とする。</p> <p>2 <u>事業を利用した者</u> (以下「利用者」という。) は、別表中欄に掲げる区分に応じ、<u>同表右欄に定める自己負担金</u> (以下「自己負担額」という。) を第4条に掲げる支援を実施した者 (以下「ケア提供者」という。) に支払うものとする。</p> <p>3 <u>町長は、特別な理由があると認めた場合は、自己負担額を減免することができる。</u></p> <p>(実施報告及び請求)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 ケア提供者は、<u>事業費から自己負担金を差し引いた金額</u> (以下「町負担金」という。) を町長に請求するものとする。</p> <p><u>別表 (第8条関係)</u></p> <p>【別記1 参照】</p>

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第5条関係) 【別記2 参照】

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

【別記1】

改正前

事業に要する費用	区分	自己負担金（1回当たり）
1回当たり 9,000円	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
	市町村民税非課税世帯（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項に規定する均等割及び所得割が課されていない世帯をいう。）	0円
	生活保護法による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯以外の世帯	900円

【別記2】

様式第1号（第5条関係）

産後ケア事業利用申請書兼情報提供書

年 月 日

白川町長 様

申請者 住所

氏名

(利用者との関係)

下記のとおり、白川町の産後ケア事業（アウトリーチ型）の利用を申請します。

利用者氏名	母		生年月日	年 月 日 () 歳	
	子		生年月日	年 月 日 () か月	
住 所 (住民票上の住 所地) ※申請者と異なる 場合のみ記入				電話番号 (利用者と連 絡がつきやす いもの)	
訪問先住所 (上記と異なる 場合のみ記入)	様方			電話番号 (上記と異なる 場合のみ記 入)	
緊急連絡先	氏名 (続 柄)		電話番号 ※連絡がつく番号		
申請理由 (複数選択 可)	<input type="checkbox"/> 心身の不調がある				
	<input type="checkbox"/> 育児不安がある				
	<input type="checkbox"/> 家族等のサポートが十分に受けられない				
	<input type="checkbox"/> 授乳の確立に支援が欲しい				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
利用希望日	年 月 日 ~			(計 回数程度)	

<p>下記について、同意します。 (同意する場合は、□にチェックを入れてください。)</p> <p><input type="checkbox"/>本様式及び実施依頼書（町作成）を、ケアを提供する者へ提供すること。</p> <p><input type="checkbox"/>ケア実施後は、担当助産師が町担当課へ実施報告をすること及び必要に応じて町と関係機関が連絡をとること。</p>
